

働く人のキャリア形成支援！
保育士を目指す方へ

釧路短期大学

専門実践教育訓練の給付金についてのご案内

釧路短期大学の幼児教育学科は、厚生労働大臣より教育訓練給付制度の専門実践教育訓練講座として指定を受けています。

教育訓練給付金とは

働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援するため、教育訓練受講に支払った費用の一部を支給するとともに、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職の方に対しては、基本手当が支給されない期間について、受講に伴う諸経費の負担についても支援を行うことにより、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

支給対象者となる方

「専門実践教育訓練給付金」は、本学の幼児教育学科に入学し、卒業と同時に保育士資格取得を目指す方で、以下に該当する方です。

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が3年以上（初めて支給を受けようとする方については、2年以上）あること、前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに3年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）

支給される金額

支給額	学費の50%（上限：40万円／年） さらに、受講修了日から1年以内に資格取得し、被保険者として雇用された、または雇用されている場合等には20%（2年間に支給された額の）を追加支給されます
支給期間	2年

※受講開始時に45歳未満で離職しているなど、一定の条件を満たす場合には、教育訓練中の生活を支援するために、「教育訓練支援給付金」が支給されます（基本手当の80%）。

申請から給付の流れ

●受講前（受講開始1か月前）まで

受講開始日（入学）の1か月前（**2月末**）までに*1住所を管轄するハローワークで①～③の手続きを完了してください。

- ① 支給要件照会をする
- ② キャリアコンサルティングを受ける
- ③ 受給資格確認をする

*1本学入試のⅡ期・Ⅲ期日程に出願する予定の方は、可否に関わらず先行して手続きをする必要があります

●受講中（6か月ごと）

受講開始日（入学）から6か月ごとの期間（支給単位期間）の末日から起算し、1か月以内にハローワークへ支給申請を行ってください。

●修了後（1か月以内）

受講修了日の翌日から起算して1か月以内が支給申請期間となります。受講中と同様にハローワークへ支給申請してください。また、受講終了後、目標としている資格を取得し、かつ1年以内に一般被保険者として雇用された場合の追加支給を受ける際には、雇用された日の翌日から起算して1か月以内に支給申請を行ってください。

お問い合わせ先

詳細（学費、支給額等）については
ご相談ください

釧路短期大学

釧路市緑ヶ岡1-10-42

TEL 0154-68-5124

専門実践教育訓練給付金の申請については

ハローワーク釧路

釧路市富士見3-2-3

TEL 0154-41-1201

【関連情報】ハローワークインターネットサービス 教育訓練給付制度
https://www.hellowork.mhlw.go.jp/insurance/insurance_education.html